

議案第 6 7 号

新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 新座市自転車等駐車場条例（昭和 6 0 年新座市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(名称等)

第3条 駐車場の名称、位置及び駐車区分は、次のとおりとする。

名 称	位 置	駐車区分
[略]		
新座市三軒屋公園前自転車駐車場	[略]	自転車
[略]		
新座市野火止四丁目自転車駐車場	新座市野火止四丁目850番地 18	[略]
[略]		

(一般利用)

第9条 管理者は、利用登録を受けた者（以下「登録利用者」という。）の自転車等の駐車を妨げない限度において、利用登録を受けていない者（以下「一般利用者」という。）の利用を承認することができる。ただし、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場、新座市野火止四丁目自転車駐車場又は新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場の利用については、この限りでない。

2 [略]

(使用料)

第12条 [略]

2 前項の使用料は、登録利用者にあつては利用登録の際（当該登録の有効期間内における未納分を納付しようとする場合にあつては管理者が別に定める日まで）に、一般利用者にあつては利用開始（新座市志木駅南口地下自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口バイク駐車場及び新座市新座駅南口地下自転車駐車場の一般利用者にあつては、利用終了）の際に納付しなければならない。

別表（第12条関係）

区分				使用料（1台につき 単位 円）				
				1か月 分前納	3か月 分前納	6か月 分前納	1年分 前納	
登録利 用者	[略]							
	新座市三軒屋公園 前自転車駐車場	自転車	[略]					
			3階	[略]				
				学生	830	2,200	4,180	7,960
				[略]				
[略]								

備考 [略]

備考 [略]

第 2 条 新座市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(一般利用) 第 9 条 管理者は、利用登録を受けた者（以下「登録利用者」という。）の自転車等の駐車を妨げない限度において、利用登録を受けていない者（以下「一般利用者」という。）の利用を承認することができる。ただし、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市野火止四丁目自転車駐車場又は新座市大和田 1 号歩道橋下自転車駐車場の利用については、この限りでない。 2 [略]	(一般利用) 第 9 条 管理者は、利用登録を受けた者（以下「登録利用者」という。）の自転車等の駐車を妨げない限度において、利用登録を受けていない者（以下「一般利用者」という。）の利用を承認することができる。ただし、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、<u>新座市志木陸橋下南口自転車駐車場</u>、新座市野火止四丁目自転車駐車場又は新座市大和田 1 号歩道橋下自転車駐車場の利用については、この限りでない。 2 [略]

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 3 条の表新座市三軒屋公園前自転車駐車場の項の改正規定及び別表登録利用者新座市三軒屋公園前自転車駐車場の項の改正規定 令和 8 年 1 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中第 3 条の表新座市野火止四丁目自転車駐車場の項の改正規定並びに第 9 条第 1 項及び第 1 2 条第 2 項の改正規定 令和 8 年 1 1 月 1 6 日
- (3) 第 2 条の規定 令和 8 年 1 2 月 2 1 日

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市三軒屋公園前自転車駐車場の駐車区分を縮小し、新座市野火止四丁目自転車駐車場の位置を変更し、及び当該駐車場の一般の利用を廃止し、並びに新座市志木陸橋下南口自転車駐車場の一部を一般の利用に供したいので、この案を提出するものである。